

議案第79号

災害対応特殊救急自動車の取得について

下記のとおり災害対応特殊救急自動車を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年8月20日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 取得数量

1台

2 取得の目的

救急業務高度化に伴い、人命救助等の救急業務を迅速かつ的確に行い、市民の安全を確保する。

3 取得金額

28,402,500円

4 取得の相手方

神戸市須磨区大池町3丁目1番1号

兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所

所長 生田和博

災害対応特殊救急自動車の概要

1 概要

救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づく国家資格を取得した救急救命士が、病院の医師の指示のもとに、災害対応特殊救急自動車に積載した自動体外式除細動器及び気道確保用資機材等を使用し、特定の救急救命処置を行うことにより、患者の救命率を高めようとするものである。

2 災害対応特殊救急自動車の構造

区分	災害対応特殊救急自動車	現行救急車	比較
車体全長 (mm)	5, 600	5, 640	- 40
車体全幅 (mm)	1, 895	1, 900	- 5
車体全高 (mm)	2, 490	2, 480	+ 10
室内長 (mm)	4, 405	4, 110	+ 295
室内幅 (mm)	1, 660	1, 780	- 120
室内高 (mm)	1, 850	1, 850	0

3 積載品（高度救命処置用資機材）

自動体外式除細動器、気道確保用資機材、輸液用資機材、酸素呼吸器、人工呼吸器、血中酸素飽和度測定器、心電計及び心電図伝送装置、全脊柱固定用資機材、携帯電話、外傷処置資機材、その他

4 災害対応特殊救急自動車の条件

- (1) 拡大された応急措置等を行うために必要な車内容積及び機能を有すること。
- (2) 救急資機材の適切な収容が可能であること。
- (3) 医師が同乗した場合でも、十分対応できる設備を有すること。
- (4) 傷病者情報の伝達等、医療機関との十分な情報連絡が可能であること。
- (5) 傷病者の症状に及ぼす振動を最小限にできること。